○聴聞官及び意見聴取官に関する規程

平成６年１２月２日

福岡県警察本部訓令第３０号

聴聞官に関する規程を次のように定める。

聴聞官及び意見聴取官に関する規程

聴聞官に関する規程（昭和４６年福岡県警察本部訓令第４号）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　この規程は、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成６年国家公安委員会規則第２６号）第３条及び福岡県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成８年福岡県公安委員会規則第５号）第３条に規定する聴聞の主宰者、道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則（平成６年国家公安委員会規則第２７号）第３条及び第４条第２項、ストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則（平成１２年国家公安委員会規則第１９号）第２条に規定する意見の聴取の主宰者並びに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則（平成３年国家公安委員会規則第５号）第３条第１項に規定する意見聴取官について必要な事項を定めるものとする。

（聴聞官及び意見聴取官）

第２条　聴聞及び意見の聴取の主宰者として指名される警察職員（以下「聴聞官」という。）は、別表第１に掲げる者及び聴聞官として任命された非常勤の嘱託員（以下「非常勤聴聞官」という。）とする。

２　意見聴取官は、別表第２に掲げる者とする。

（所属）

第３条　非常勤聴聞官の所属は、総務部総務課とする。

（任務等）

第４条　聴聞又は意見の聴取の主宰者として指名された聴聞官は、行政手続法その他の法令の規定による聴聞及び意見の聴取を主宰する。

２　意見聴取官は、公安委員会から求められた場合は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第５条第１項（同法第１５条の２第８項及び第９項並びに第３０条の８第４項及び第５項において準用する場合を含む。）に規定する意見聴取に陪席して主宰者を補佐し、又は同法第３４条第１項若しくは第３５条第３項若しくは第４項に規定する意見聴取のうち、当該意見聴取に係る命令をしようとする理由若しくは仮の命令をした理由について重大な争点が認められない事案について意見聴取を主宰することができ

る。

３　聴聞官及び意見聴取官は、聴聞、意見の聴取又は意見聴取の結果が処分を受ける者の権利に重大な影響を及ぼすことに留意して、関係者の意見陳述を十分に聴取し、聴聞、意見の聴取又は意見聴取の経過を行政庁に正確に反映させなければならない。

（主席聴聞官）

第５条　主席聴聞官は、非常勤聴聞官のうちから任命する。

２　主席聴聞官は、非常勤聴聞官に関する業務を総括する。

（任期等）

第６条　非常勤聴聞官の任期は、任命の日から当該年度の３月３１日までとする。

２　非常勤聴聞官は、再任することができる。

３　非常勤聴聞官を任命する場合及び再任する場合の当該非常勤聴聞官の任期の末日は、当該非常勤聴聞官が任用上限年齢（総務部総務課長が別に定める年齢をいう。）に達する日以後における最初の３月３１日以前でなければならない。

４　非常勤聴聞官が次の各号のいずれかに該当する場合は、その意に反して、その職を免ずることができる。

(1)　心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

(2)　前号に規定する場合のほか、聴聞官としての適格性を欠く場合

(3)　警察全体の名誉を著しく傷つける行為をした場合

(4)　職務に関して知り得た秘密を漏らした場合

（勤務日数等）

第７条　非常勤聴聞官の勤務日数は、１週間につき５日以内とし、勤務時間は、１週間につき２９時間以内とする。

２　非常勤聴聞官の勤務日、勤務場所等については、聴聞及び意見の聴取の事務を所掌する所属長の申出に基づき、総務部長が定める。

（休暇）

第８条　非常勤聴聞官に与える休暇は、福岡県警察非常勤職員休暇取扱要領の制定について（平成６年福岡県警察本部内訓第１０号）の定めるところによる。

（辞職）

第９条　非常勤聴聞官が任期の中途において辞職しようとする場合は、辞職願を提出して、警察本部長の承認を求めなければならない。

（社会保険等）

第１０条　非常勤聴聞官に関する社会保険等の適用については、健康保険法（大正１１年法律

第７０号）、厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）、雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）及び児童手当法（昭和４６年法律第７３号）の定めるところによる。

（災害補償）

第１１条　非常勤聴聞官が職務遂行に関して災害を受けた場合における補償は、議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例（昭和４３年福岡県条例第４号）による。北九州地区暴力団犯罪捜査課長
北九州地区暴力団犯罪捜査課次席
北九州地区暴力団犯罪捜査課管理官